

滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部を改正する条例概要

～ 酒気帯び操船等の禁止・罰則の引き上げ ～

条例の目的

(令和6年7月1日施行)

琵琶湖（内湖および入江を含む。）および瀬田川洗堰から上流の瀬田川（以下「琵琶湖等」という。）における水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図ることを目的としています。

条例改正の必要性

近年、琵琶湖上において、酒気を帯びた状態の操船者による水上オートバイ等の危険な操船等が課題となっていることを踏まえ、酒気を帯びた状態での船舶の操船を禁止するとともに、正常な操船ができないおそれがある状態での船舶の操船に対する罰則の引き上げ等を行うことにより、琵琶湖等における酒気帯びその他の危険な操船を排除する実効性を高め、水上の安全確保と船舶事故防止を図ろうとするものです。

主な改正点



【現行】 酒酔い操船等の禁止（条例第8条の2）

【条文】

船舶の操船者は酒に酔った状態その他正常な操船ができないおそれがある状態で、操船してはならない。

【罰則】

2月以下の懲役または30万円以下の罰金

改正後

禁止行為等

罰則

新規

- 1 酒気を帯びた状態での操船の禁止（第8条の2第1項）



○酒酔い操船（全船舶対象）

※アルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態（3月以下の懲役または50万円以下の罰金）

○酒気帯び操船（動力船に限る。）

※規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態（3月以下の懲役または30万円以下の罰金）

改正

- 2 薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態での操船の禁止（第8条の2第2項）



- 薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態での操船（全船舶対象）（3月以下の懲役または50万円以下の罰金）

新規

- 3 安全確保等の措置（第8条の3）
・呼気検査
・操船者への指示等応急の措置



- 呼気検査を拒否または妨げた場合（20万円以下の罰金）

改正

- 4 遊興船舶等設置者（貸し船事業者等）が執るべき措置（第16条第2項第1号）

酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態にある者に対する遊興船舶等の貸出しの禁止

改正

- 5 遊興船舶等保管業者（マリーナ）が執るよう努めるべき措置（第16条の2第2号）

酒気を帯びた状態または薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態にある者に対する操船の禁止に係る指導